

低所得者の介護保険料軽減強化に係る対応について

1 内容

国の「社会保障と税の一体改革」における社会保障制度改革の一つとして、2015（平成 27）年 4 月から、保険料水準の上昇や消費税引上げに伴う低所得者対策強化の観点を踏まえ、消費税による公費を投入し、低所得者の保険料の軽減強化を実施している。

①2015（平成 27）年度

2014（平成 26）年 4 月の消費税率 8%への引上げによる増収分を活用した軽減強化を実施

軽減の対象：生活保護受給者等（第 1 段階）

本市の対応：基準額に対する割合 0.5→0.45 に軽減

国が示した割合（0.45）と同じ割合とした。

②2019（平成 31）年度

10 月の消費税率 10%への引上げにより更なる軽減強化を実施

軽減の対象：市民税非課税世帯全体（第 1 段階～第 3 段階）

2 2019（平成 31）年度の本市における対応

「基準額に対する割合」については、国が示した割合と同じ割合とする。

国が示した割合（標準割合）				
・第 1 段階	現行	0.45	→	2020（平成 32）年度 0.3
・第 2 段階	〃	0.75	→	〃 0.5
・第 3 段階	〃	0.75	→	〃 0.7

○軽減後の本市の割合

段階	基準額に対する割合		
	現行	2019（平成 31）年度	2020 年（平成 32）年度
第 1 段階	0.45	0.375	0.3
第 2 段階	0.65	0.575	0.5
第 3 段階	0.75	0.725	0.7

- ・2019（平成 31）年度の割合は、更なる軽減強化が同年 10 月以降の消費税率引上げによる財源の手当であることを反映し、2020（平成 32）年度の半分に設定されている。
- ・第 2 段階の割合 0.65 については、2012（平成 24）年度から、国が市町村判断により多段階設定を可能としたことにより、市が 0.75 の段階を 0.65 と 0.75 の段階に細分化し、低所得者の負担増の抑制を図ることとした。

3 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|---------------|--------------------|
| 3 月末日 | 介護保険法施行令の一部改正の公布 |
| 5 月下旬 | 民生環境常任委員協議会への報告 |
| 6 月（第 2 回定例会） | 青森市介護保険条例の一部改正案の提出 |